



Japan Airlines Co.,Ltd.

NRE Tennozu Bldg. 19F
4-11, Higashi-shinagawa 2 chome
Shinagawa-ku, Tokyo 140-8637
Tel: 03-5460-5747 / Fax: 03-5460-5859

JALCARGO-INFO-21-023

2021 年 12 月 24 日

お客様 各位

日本航空株式会社

2022 年 1 月からの日本航空における危険物取扱について

平素より JALCARGO をご利用いただき、ありがとうございます。

2022 年 1 月 1 日発効の IATA 危険物規則書第 63 版(DGR)において一部規則が変更されます。この案内では、IATA DGR 第 63 版におけるリチウム電池に係る変更点と、規則の変更ではありませんが、弊社での危険物取扱においてご注意いただきたい点について下記のとおりお知らせいたします。

今後とも安全な航空危険物輸送に向けてご協力を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

記

1. リチウム電池に係る輸送規則の変更について - 包装基準 965/968 Section II の廃止

IATA 危険物規則書第 63 版で、包装基準 965 と 968 の Section II の規定が廃止となります。2022 年より、リチウムイオン電池及びリチウム金属電池の単体輸送は、Section IA と IB の規定に従ってご準備いただくことになりますが、荷主様に新規則へ適応する時間を提供すべく 3 ヶ月の移行期間が設定されており、2022 年 3 月 31 日までは引き続き Section II をご利用いただくことが可能です。

なお、包装基準 965・968 が適用されるリチウムイオン電池・リチウム金属電池の単体輸送は、弊社便では受託・輸送禁止となっておりますので、ご注意ください。

2. 石油ストーブ・石油ファンヒーターの輸送について

最近、新品の石油ストーブ・石油ファンヒーターを非危険物として搬入されるケースが見られますが、これらの品目は新品であっても、製造者が試運転のために燃料を通している場合が多いので、過去に 1 度も燃料を通してないこと、もしくは燃料を通したとしても完全に洗浄されていることが確認できなければ、弊社では危険物として取り扱います。

これら品目を非危険物として輸送されたい場合は、過去に 1 度も燃料を通してないこと、もしくは燃料を通したとしても荷主様により洗浄され、蒸気が排出され、危険性をなくすための措置が取られたことを証明する書類を航空運送状に添付してご提出いただくとともに、航空運送状に “Not Restricted” の記載をお願いいたします。

3. 穴あき梱包、取っ手の付いた梱包の危険物貨物の取り扱いについて

穴あき梱包や取っ手の付いた梱包の危険物貨物につきましては、2013 年 12 月発行の案内にこれらの取扱を下記のように整理しております、それ以来変更はありませんので、改めてお知らせいたします。



手掛穴



紐付き取っ手

受託要件

国連容器	穴の開けられた貨物(手掛け穴、通気口、意図的に開けられた穴など)	受託不可
	取っ手	取っ手が付いた状態で容器試験に合格していることを検査証明書から確認出来れば受託可と致します。検査証明書の写しを提出願います。
非国連容器	穴の開けられた貨物(手掛け穴、通気口、意図的に開けられた穴など)	受託不可
	取っ手	取っ手の為に使用する穴の裏側に、穴を閉じる措置が講じられていること。また、危険物規則書で求められる強度(試験要件がある場合は、取っ手が付いた状態で容器試験に合格していることを含む)を有していることを確認出来れば受託可とさせて頂きます。文書、口頭のいずれの方法でも確認可といたします。

上記に従って、穴あき梱包、取っ手の付いた梱包の危険物貨物をご準備いただきますようお願ひいたします。

4. その他

前述1. の変更点を反映して、「リチウム電池の取り扱い一覧表」を改定いたしましたので、ご参照願います。

[別添]

添付-1:リチウムイオンまたはリチウムポリマーのセルおよび組電池の取り扱い一覧表(UN3480,UN3481)

添付-2:リチウム金属またはリチウム合金のセルおよび組電池の取り扱い一覧表(UN3090,UN3091)

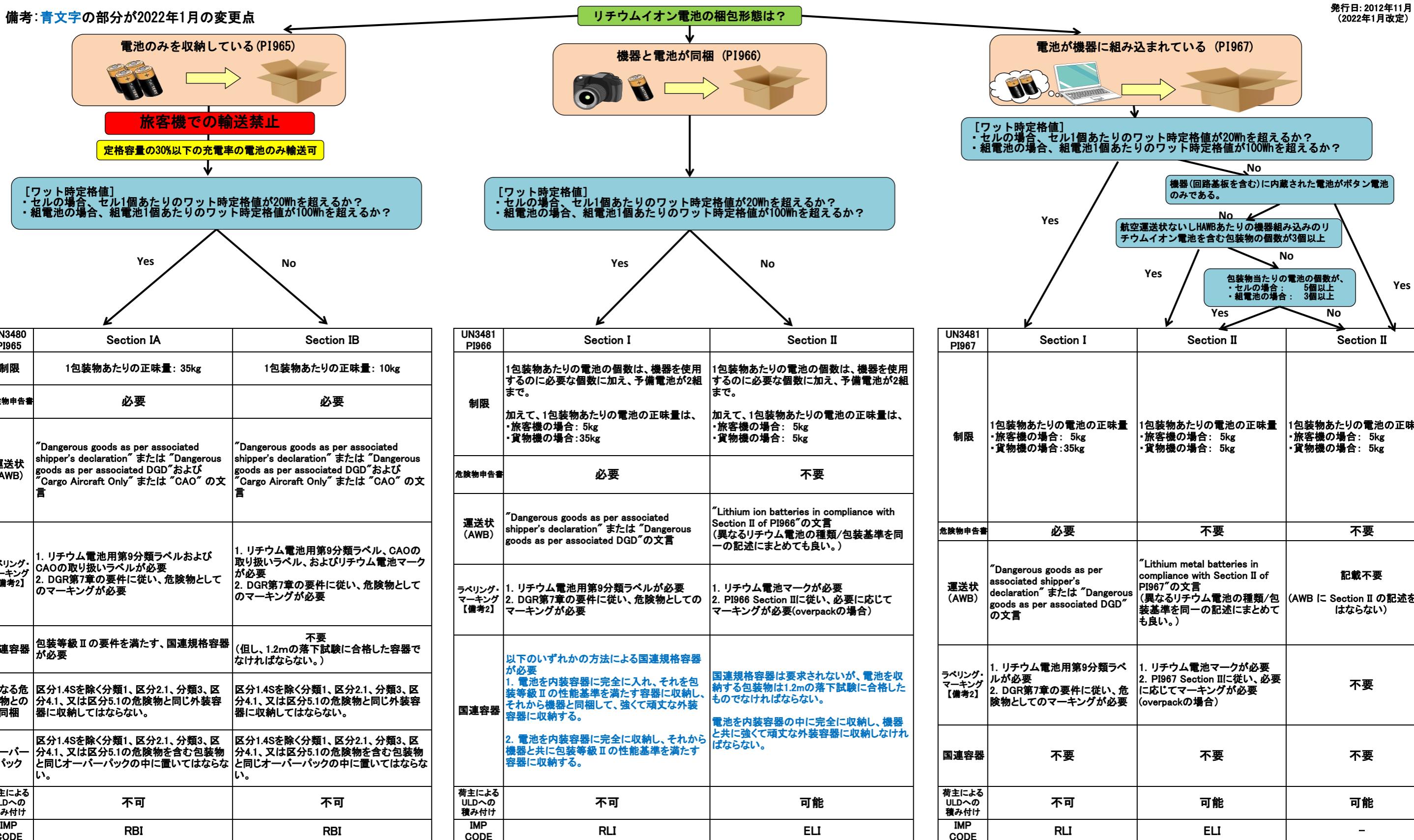
以上

リチウムイオンまたはリチウムポリマーのセル及び組電池の取り扱い一覧表(UN3480, UN3481)

JAL CARGO 

発行日: 2012年11月
(2022年1月改定)

備考: 青文字の部分が2022年1月の変更点



* DGR62版(2021年1月1日発効)に記されているPI965, Section IIの規定について
は、2022年3月31日まで使用して良い。

【備考1】携帯用充電器(Powerbank、モバイルバッテリー)やSmart Luggage(リチウム電池を内蔵・装着した手荷物)については、電池単体としての性質を強く持つことから 包装基準965が適用される。

【備考2】リチウム電池用第9分類ラベル、CAOラベル、リチウム電池マークを2面にまたがって貼付してはならない。

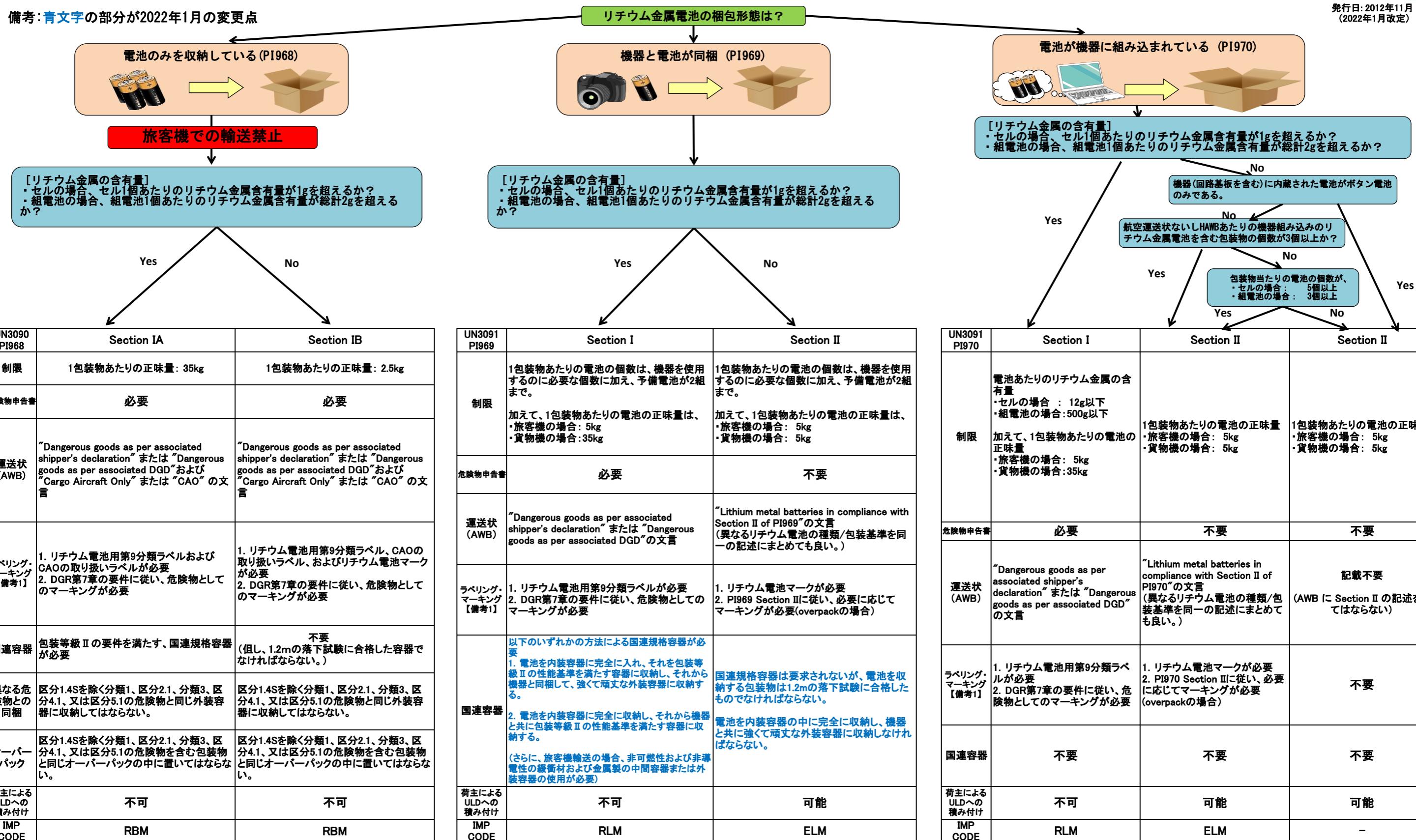
【備考3】リチウム電池の製造業者とそれに続く配送業者は、2003年7月1日以降に製造されたリチウム電池について、試験方法及び判定基準の国連マニュアルのパートIII、サブセクション38.3、段落38.3.5に定められた試験の要点を参照出来るようにしなければならない。

リチウム金属またはリチウム合金のセル及び組電池の取り扱い一覧表(UN3090, UN3091)

JAL CARGO

発行日: 2012年11月
(2022年1月改定)

備考: 青文字の部分が2022年1月の変更点



* DGR62版(2021年1月1日発効)に記されているPI968, Section IIの規定については、2022年3月31日まで使用して良い。

【備考1】リチウム電池用第9分類ラベル、CAOラベル、リチウム電池マークを2面にまたがって貼付してはならない。
【備考2】リチウム電池の製造業者とそれに続く配送業者は、2003年7月1日以降に製造されたリチウム電池について、試験方法及び判定基準の国連マニュアルのパートIII、サブセクション38.3、段落38.3.5に定められた試験の要点を参照出来るようにしなければならない。